

事 務 連 絡
平成18年6月23日

各都道府県介護サービス情報の公表制度担当課 御中

厚生労働省老健局振興課介護サービス振興係

「介護サービス情報の公表」制度に関するQ&Aの送付について

介護保険行政の推進につきましては、日頃からご理解、ご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、別紙のとおり、「介護サービス情報の公表」制度に関するQ&Aを作成しましたので連絡します。また、関係機関等への周知方、よろしく願いします。

(照会先) 厚生労働省老健局振興課
介護サービス評価推進専門官 山本
介護サービス振興係 齋木、馬場

電話(共通) 03-5253-1111(内線3982)
FAX (共通) 03-3503-7894

別紙

1 報告関係

(問1) 制度施行通知(平成18年3月31日老振発第0331007号をいう。)の別添1基本情報中、各サービス共通に設けられている「上記以外の利用者等(又は入所者等)からの苦情に対応する主な窓口等」欄は、具体的にどのような窓口について報告させるのか。

(答) 当該欄は、市町村や国民健康保険団体連合会等一般的な苦情窓口について報告するための欄ではなく、当該報告に係る事業所又施設(以下「事業所等」という。)に関する苦情に対応するための窓口であって、事業所等又は事業所等を運営する法人以外に設置され、窓口の名称や電話番号等が異なる場合に記入する欄である。

2 調査関係

(問2) 過去の実績等の調査対象期間を、報告された情報の作成日の前1年間とすると、次の場合、実質的には実施しているものの、調査結果は実施していないこととなるがよいか。

(例) 前年度研修実施日 : 平成17年 4月1日
報告日(作成日) : 平成18年 9月1日
(調査対象期間 : 平成17年 9月1日~18年 8月31日)
本年度研修予定日 : 平成18年12月1日

(答) 原則として、制度施行通知に示すとおり取り扱われたい。

ただし、当該調査対象事業所から、「実施している」旨の報告があるとともに、例外として、年々の研修実施記録等により、毎年度研修が行われていること及び当該調査対象期間に日程上研修実施日が該当しなかったことが確認できる場合には、「実施している」こととして取り扱って差し支えない。

(注) 下線部分は、平成18年6月1日付事務連絡「「介護サービス情報の公表」制度に関するQ&Aの送付について」の「問4-⑥」の取扱いの例外を認めるものである。